南知多町教育委員会(平成30年3月定例会)会議録

開閉会の日時	平成30年3月30日(金) 午後2時20分 開会
	午後3時25分 閉会
開催場所	南知多町役場 委員会室
出席した構成員	大森宏隆教育長、坂口薫史教育長職務代理者、大岩芳子委員、
	池戸義久委員、日比淳子委員、小久保五資委員
説明のため出席	内田静治教育部長兼学校教育課長、森 崇史社会教育課長、
した職員	宮本政明学校給食センター所長、蟹江敏広指導主事
	筒井重光指導主事、鈴木和芳学校教育課学校教育係長
議事日程	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

(別 紙) 平成30年3月 定例教育委員会 会議日程

日 時 平成30年3月30日(金)

午後2時20分

場 所 南知多町役場 委員会室

- 日程1 会議録の承認
- 日程2 教育長報告
- 日程3 南知多町教育委員会教育長職務代理者の指名
- 日程4 議案第5号 南知多町立学校管理規則の一部改正について
- 日程5 議案第6号 社会教育指導員の任命について
- 日程6 議案第7号 社会教育委員の委嘱について
- 日程7 議案第8号 文化財保護委員の委嘱について
- 日程8 議案第9号 学校事務共同実施に係るブロックリーダーの任命について
- 日程9 議案第10号 南知多町立学校事務共同実施協議会会長の任命について
- 日程 10 議案第 11 号 南知多町教育委員会事務局の人事異動の発令承認について
- 日程 11 協議・報告事項その他自由討議
 - (1) 平成30年度学校4役等(案) について
 - (2) 教員の指導力向上に向けてについて
 - (3) 後援申込みについて
 - (4) 学校教育課関係の行事予定等について
 - (5) 社会教育課関係の行事予定等について
 - (6) 学校給食センター関係の事業等について
 - (7) その他
 - ア 6月定例教育委員会の日程について

発言者	発 言 内 容
大森教育長	それでは、ただ今より、3月定例教育委員会を開会いたします。 本日の出席は、私と教育委員5名全員であり、会議は成立いたしま す。会期は規則の定めるところにより、本日1日限りといたします。
大森教育長	教育委員会の会議は、原則公開でありますが、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律の規定により「人事に関する事件その他の事件 について、教育長又は委員の発議により、出席委員の三分の二以上の 多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と規定され ています。 つきましては、本日の協議事項である「日程 10 議案第 11 号南知多 町教育委員会事務局の人事異動の発令承認について」は、人事に関す る事件でありますので、この部分の会議については、非公開とするこ とを提案させていただきます。 それでは、この提案に賛成の方の挙手を求めます。
大森教育長	(挙手全員) ありがとうございました。挙手全員でありましたので、可決されました。つきましては、傍聴人の方がおみえの際には、当該議事になりましたらご退席いただくことになりますので、よろしくお願いします。
大森教育長	それでは、「日程1の会議録の承認について」に入ります。 前回2月定例会の会議録を回しますので、ご確認願います。
大森教育長	(前回の会議録を回し、各委員署名を行った。)
大森教育長	それでは、次に移ります。「日程2の教育長報告」につきまして、私から報告させていただきます。 (2月定例教育委員会以降出席した知多地方教育事務協議会、町校長会議、5町教育長会議、小中学校卒業式等について報告、説明した。)
大森教育長	私からの報告は以上であります。 ご質問等がありましたら、お受けします。 (質問、意見なし)

発言者	発 言 内 容
大森教育長	次に、「日程3南知多町教育委員会教育長職務代理者の指名」に入ります。 教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、「教育長が指名する」こととされておりますので、私から指名させていただきます。 それでは、教育長職務代理者として、大岩芳子委員にお願いします。なお、任期については、法律での規定はありませんが、4月1日から1年ということでお願いします。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
大森教育長	それでは、大岩委員より就任のごあいさつをいただきます。
大岩委員	ただ今、大森教育長から職務代理者にご指名いただきました。 皆さんのご協力をいただき、1年間務めさせていただきたいと思い ますので、よろしくお願いします。
大森教育長	続きまして「日程4 議案第5号 南知多町立学校管理規則の一部 改正について」を上程させていただきます。事務局の説明をお願いし ます。
事務局(鈴木学校教育係長)	(今回の南知多町立学校管理規則の一部改正の提案の理由としては、 平成29年4月1日から施行された学校教育法の一部改正により、学校 事務職員の職務規定が見直され「事務に従事する」から「事務をつか さどる」ものとされました。この変更に関する諸規定を整備するため、 現行規則の一部を改正する必要があるからです。施行期日としては、 平成30年4月1日です。)
大森教育長	事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
池戸委員	規則改正の理由について、もう少し詳しく説明してください。
事務局 (內田教育部長)	先程係長から改正の内容として、学校事務職員の職務規定について、 「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改正された旨、説明

発 言 者	発 言 内 容
	させていただきました。「つかさどる」とは、「職務を管理する」といった意味合いもあり、事務職員が学校の管理職を補佐して、学校運営の改善に役割を果たすことができるよう期待を込めての改正となっています。 今回の改正の背景としては、教育指導面や保護者対応等により校長、教頭等の負担が増加していることをはじめ、教員の多忙化対応が求められる中で、学校組織における唯一の行政職である事務職員の職務を見直し、今まで以上に主体的・積極的に校務運営に参画してもらうことにより、「チーム学校」を実現し、学校の組織力・教育力を高めることを目指すためのものでありますので、よろしくお願いします。
大森教育長	他にご質問等もないようですので、これより採決に入ります。 「議案第5号 南知多町立学校管理規則の一部改正について」、原案 どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
	(举手全員)
大森教育長	挙手全員でありますので、議案第5号につきましては、原案どおり 可決されました。
大森教育長	続きまして「日程5 議案第6号 社会教育指導員の任命について」を上程させていただきます。事務局の説明をお願いします。
事務局(森社会教育課長)	(社会教育指導員については、任期1年で、新たに、社会教育活動に 造詣が深い澵井弘隆氏を任命したい旨、説明した。)
大森教育長	事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(質問、意見なし)
大森教育長	ご質問等もないようですので、これより採決に入ります。 「議案第6号 社会教育指導員の任命について」、原案どおり決する ことに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)

発 言 者	発 言 内 容
大森教育長	挙手全員でありますので、議案第6号につきましては、原案どおり 可決されました。
大森教育長	続きまして「日程 6 議案第 7 号 社会教育委員の委嘱について」 を上程させていただきます。事務局の説明をお願いします。
事務局(森社会教育課長)	(社会教育・生涯学習の振興を図るため、教育委員会が委嘱している 社会教育委員について、任期満了(2年)に伴う委嘱案を朗読説明し た。)
大森教育長	事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(質問、意見なし)
大森教育長	ご質問等もないようですので、これより採決に入ります。 「議案第7号 社会教育委員の委嘱について」、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
大森教育長	挙手全員でありますので、議案第7号につきましては、原案どおり 可決されました。
大森教育長	続きまして「日程7 議案第8号 文化財保護委員の委嘱について」 を上程させていただきます。事務局の説明をお願いします。
事務局(森社会教育課長)	(文化財保護委員について、任期2年で、町内在住7名への再委嘱案 を説明した。)
大森教育長	事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(質問、意見なし)

発 言 者	発 言 内 容
大森教育長	ご質問等もないようですので、これより採決に入ります。 「議案第8号 文化財保護委員の委嘱について」、原案どおり決する ことに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
大森教育長	挙手全員でありますので、議案第8号につきましては、原案どおり 可決されました。
大森教育長	次に、「日程8 議案第9号 学校事務共同実施に係るブロックリーダーの任命について」及び「日程9 議案第10号 南知多町立学校事務共同実施協議会会長の任命について」、関連がありますので、一括して上程させていただきます。事務局の説明をお願いします。
事務局(鈴木学校教育係長)	(学校事務共同実施に係るブロックリーダーについては、任期1年で、豊浜中学校総括事務長の大岩九一氏を、学校事務共同実施協議会会長については、任期1年で、豊浜中学校校長林徳孝氏の任命案を説明した。)
大森教育長	事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。 (質問、意見なし)
大森教育長	ご質問等もないようですので、これより採決に入ります。 「議案第9号 学校事務共同実施に係るブロックリーダーの任命について」及び「議案第10号 南知多町立学校事務共同実施協議会会長の任命について」、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
大森教育長	挙手全員でありますので、議案第9号及び議案第10号につきましては、原案どおり可決されました。

発 言 者	発 言 内 容
	【「日程10 議案第11号 南知多町教育委員会事務局の人事異動の発 令承認について」は、非公開において審議されたため、南知多町教育 委員会会議規則第15条第3項の規定により、会議録は別途作成】
大森教育長	次に、「日程 11 協議・報告事項その他自由討議」に入ります。 「(1) 平成 3 0 年度学校 4 役等(案)について」、事務局の説明を お願いします。
事務局(蟹江指導主事)	(平成30年度学校4役等(案)について説明した。)
大森教育長	事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。
	(質問、意見なし)
大森教育長	ご質問等もないようですので、次に、「(2) 教員の指導力向上に向けてについて」、事務局の説明をお願いします。
事務局(筒井指導主事)	(教科指導教員及び教科アドバイザーの導入について説明した。)
大森教育長	事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。
	(質問、意見なし)
大森教育長	ご質問等もないようですので、次に、「(3) 後援申込みについて」、 事務局の説明をお願いします。
事務局 (鈴木学校教育係長) (森社会教育課長)	(南知多町教育委員会教育長に対する事務委任規則により、教育長に 委任されている後援申込みに係る事務処理状況について、申込みのあった2件の事業概要等を報告した。)
大森教育長	事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。

発 言 者	発 言 内 容
大森教育長	(質問、意見なし) ご質問等もないようですので、次に、「(4) 学校教育課関係の行事予定等について」、「(5) 社会教育課関係の行事予定等について」、「(6) 学校給食センター関係の事業等について」、順次、事務局の説明をお願いします。
事務局(内田教育部長)	(学校教育課関係の4月から5月にかけての行事予定について、説明 した。)
事務局(森社会教育課長)	(社会教育課関係の4月の行事予定について、説明した。)
事務局(宮本給食むター所長)	(4月分の給食献立予定表について、説明した。)
大森教育長	事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。
	(発言なし)
大森教育長	ご質問等もないようですので、(6) のその他に入ります。 6月定例教育委員会の日程については、いかがでしょうか。
事務局(内田教育部長)	6月の定例教育委員会は6月21日(木)午後に開催したいと考えていますので、よろしくお願いします。
大森教育長	ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。
	(発言なし)
大森教育長	ご質問等もないようですので、以上で本日の予定はすべて終了いたしました。 これをもちまして定例教育委員会を閉会いたします。 どうもありがとうございました。